

# 10 税金・公共料金

## 1. 税金（所得税・消費税・住民税・個人事業税・贈与税・相続税）の減免、非課税 **共通**

種類	内容	金額	備考
所得税	障害者控除 (本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者(重度以外)の場合)	所得控除 27万円	※控除・非課税の対象 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有すること等 (以下同様) <b>問</b> 最寄りの税務署 大垣 TEL 0584-78-4101 岐阜北 TEL 058-262-6131 岐阜南 TEL 058-271-7111 関 TEL 0575-22-2233 高山 TEL 0577-32-1020 多治見 TEL 0572-22-0101 中津川 TEL 0573-66-1202 ※税に関する一般的な相談は、「電話相談センター」で受け付けていますので、最寄りの税務署に電話した後、音声案内にしたがって「1」を選択してください。
	特別障害者の障害者控除 (本人又は控除対象配偶者、扶養親族(同居以外)が重度の障害者の場合)	所得控除 40万円	
	同居特別障害者の障害者控除 (控除対象配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合)	所得控除 75万円	
	小規模企業共済等掛金控除(心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	障害者等のマル優・特別マル優(預入預金の金額、購入した公債の額面金額がそれぞれ350万円までの利子所得)	非課税	
消費税	一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、制作の請負及び修理	非課税	
住民税	障害者控除 (所得税の場合と同じ)	所得控除 26万円	<b>問</b> 各市町村税務担当課 ※住民税は、賦課期日(課税基準日)が1月1日となっており、前年の所得に対して課税されます。
	特別障害者控除 (所得税の場合と同じ)	所得控除 30万円	
	同居の特別障害者の扶養控除等の特例 (所得税の場合と同じ)	所得控除 53万円	
	小規模企業共済等掛金控除(心身障害者扶養共済制度掛金等)	所得控除 掛金の金額	
	前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者	非課税	
個人事業税	重度の視覚障がい者(失明または両目の矯正視力0.06以下の者)が行うあん摩、マッサージ、指圧、はり灸、柔道整復等医業に類する事業	非課税	<b>問</b> 各県税事務所
	前年の合計所得金額が300万円以下で障がい者である者	年5千円以下が減免(申請による)	
贈与税	特定障害者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、特定障害者を受益者とする財産の信託があった場合で、その価格のうち6,000万円(特別障害者以外は3,000万)までの金額	非課税	※ 特定障害者扶養信託契約 個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障害者を信託の利益の全部の受益者とするなど、一定の要件を満たすもの
相続税	相続または遺贈によって財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者である場合	85歳に達するまでの年数に10万円(特別障害者については20万)を乗じて計算した金額を相続税額から控除	<b>問</b> 最寄りの税務署 ※2 心身障害者共済制度 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度
相続税(贈与税)	※2 心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利	非課税	